

第3章 新しい地方財政再生制度

地方が自由に使える財源を増やし、自らの創意工夫と責任で政策を決定できるようにするため、「国から地方への税源移譲」、「国庫補助負担金の廃止削減」及び「地方交付税の見直し」の3つの改革を同時に行ういわゆる「三位一体の改革」の取組が進められてきました。

また、平成18年度から地方債制度が許可制から協議制に移行しました。これまで地方債の発行は、原則として禁止され、許可を受けることにより禁止が解除されるという制度でしたが、原則として自由に発行できるという制度に変わりました。

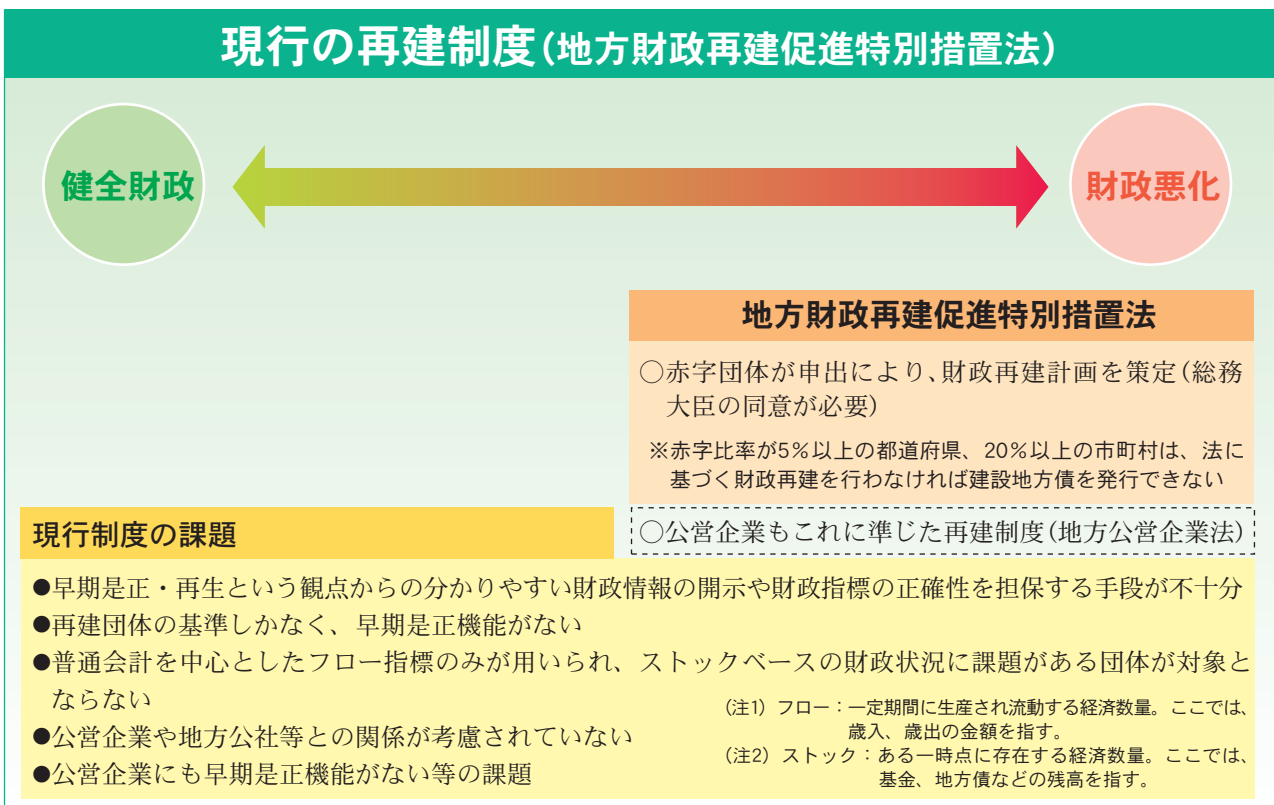
さらに、これらの制度改正や今後進められる地方分権改革により、国の定める様々な基準に縛られずに地方の自主性を発揮できる余地が拡大すると同時に、財政規律の確保について、地方の自己責任が厳しく問われるようになります。

現在、国で「新しい地方財政再生制度」の制度設計について議論が進められている背景には、以上のような動きがあります。

現行の地方公共団体の財政再建制度とその問題点

現在、地方公共団体の財政再建制度としては、普通会計を対象とした再建制度（地方財政再建促進特別措置法）と地方公営企業を対象とした再建制度（地方公営企業法）が、それぞれ独立して設けられています。

現行制度については、下の図のような問題点が指摘されています。



平成18年6月に北海道夕張市が地方財政再生促進特別措置法に基づく再生に向けて取り組むことを表明しました。観光事業会計等の公営企業会計や公社・第3セクターを含めた赤字の実態を、表面化することなく拡大させたことが、250億円を超える膨大な実質赤字を生じさせた最大の要因であると言われていています。現行の再生制度の問題点と密接に関連している事例と言えます。

新しい地方財政再生制度について

総務省が設置した「新しい地方財政再生制度研究会」は、平成18年12月8日に公表した報告書において、現行制度の反省点を踏まえ、「新しい地方財政再生制度においては、財政情報の開示を徹底し、透明なルールのもとに早期是正措置を導入することにより、住民のチェック機能を働かせ、財政再生を促していくことを柱とする早期是正・再生スキームを構築すべき」であるとの提言を行いました。

この提言を踏まえた法制化に向けた議論では、まず、潜在的なリスクも含めた中長期的な財政運営の健全化を図るという観点から、地方公営企業や地方公社、第3セクター等の状況も反映した、フロー・ストック両面の新たな財政指標を導入し、実質収支比率等の既存指標とともに活用すべきであるとしています。

再生法制において活用される予定の4つの指標

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

※①～③はフロー指標、④はストック指標。

※①及び③は既存の指標、②及び④は新設の指標。

その上で、指標が一定水準以上悪化した場合には、早期健全化スキームを通じて自主的な改善努力による財政健全化を目指します。団体は自ら財政健全化計画を策定・公表し、毎年度実施状況を公表しなければなりません。

それでも、さらにフロー指標が悪化し一定水準以上となった場合には、再生スキームによる財政の再生に取り組むこととなります。このスキーム（計画、しくみ）では、団体が、財政再生計画の策定に当たって総務大臣の同意を得ない場合には、地方債発行に制限が課せられるほか、計画と実際の財政運営が適合しない場合に、予算の変更等について総務大臣の勧告を受けるなど、様々な制約の下、計画の厳格な進行管理が行われます。

一方、公営企業会計については、上記スキームに組み入れられているほか、個々の公営企業についても、経営悪化の初期の段階から経営健全化計画の策定を義務づけることにより、上・下水道、病院などの経営悪化が住民生活に多大な影響を与えることのないようにすべきであるとされています。

新しい地方財政再生制度の整備について

健全財政

財政悪化

指標の整備と情報開示の徹底

■指標整備と開示の徹底

- 各会計をカバーする新たなフロー指標及び公営企業、公社、第3セクター等の影響も含めたストック指標を導入
- 実質収支(赤字)比率等、既存指標も活用し、全団体の指標を公表
- 監査委員の審査に付した上で公表

財政の早期健全化

■自主的な改善努力による財政健全化

- 自ら財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て公表することを義務付け
- 実施状況は毎年度公表。全国的な状況も公表
- 早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告
- 外部監査要求の義務付け

財政の再生

■国等の関与による確実な再生

- 財政再生計画(具体的な経費削減策等)を策定し、議会の議決を経て公表することを義務付け
- 外務監査要求の義務付け
- 財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
 - 【同意無】
 - ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
 - 【同意有】
 - ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- 財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営健全化

- 資金不足比率の公表
- 比率が基準以上となった場合には、経営健全化計画を策定

財政情報開示の重要性

上記の内容を実行に移すため、平成19年の通常国会に法案が提出され議論されています。正式に法制化され、実際にスタートする(平成20年度決算から適用予定)までには、これまで説明してきた内容に修正が加えられる可能性があります。しかし、財政分析指標等を活用した、適切でわかりやすい財政情報の開示が、健全な財政運営の最も基本となる要素であることに疑いの余地はありません。公会計システムの充実と積極的な情報開示を通じ、住民やその代表である議会のチェック機能が十分発揮されることが、地方公共団体の財政規律の強化につながります。